

「児童手当・特例給付金」の支給を受けている皆様へ

児童手当現況届の提出はお済みですか？

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

現況届は、6月以降分の児童手当の受給資格を確認するもので、現況届の提出がない場合は児童手当の受給ができなくなります。まだ提出がお済みでない方は期限内の提出をお願いします。

▶ **対象者** 現在、児童手当を受給している方全員が提出の必要があります

▶ **提出期限** 6月30日（火）

▶ **提出先** 子育て支援課（役場1階）

▶ **提出書類** ・現況届
・税務資料の開示に関する同意書
・受給者の健康保険証の写し

※児童と別居している場合や新規認定請求時にマイナンバーを提示していない場合は、その他書類が必要になります。



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現況届のご案内に同封している返信用封筒での郵送によるご提出にご協力ください。

玖珠郡育英会を活用している人への九重町奨学金返還支援制度を始めます

ふるさとを担う若者を、全力応援します！

●お問い合わせ 教育振興課 ☎76-3812

九重町では、将来を担う若者の町内への定住促進、教育現場の優秀な人材確保を目的として、玖珠郡育英会奨学金の返還を支援します。

▶ **対象者** 次の①と②のいずれかに該当する方

- ①九重町出身で教員を目指している
(将来九重町の学校に勤務する意思を有することが条件です)
- ②九重町内に定住を希望する(10年の定住が条件です)



▶ **募集人数** 5名

▶ **補助額** ・年返還額を上限として、最長10年間が補助対象です。
(補助金は、1年ごとに請求が必要です)
・1年分をすべて返還していただいた後に、その全額を補助します。

(例)

高校生	年返還額	54,000円 × 10年間	=	総額	540,000円
大学生	年返還額	144,000円 × 10年間	=	総額	1,440,000円



▲九重町HP

▶ **申請期間** 令和2年度の申請期間は8月31日（月）までです。

●詳しくは、九重町ホームページまたは教育振興課までお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があり、町税に係る納税が納期限までに困難な方は、申請を行うことにより、最長1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。

徴収が猶予された場合は、担保の提供は不要で、延滞金も免除されます。

徴収猶予の「特例制度」

▶対象となる方

次の①と②のいずれも満たす、納税者または特別徴収義務者（個人法人の別・規模は問いません）が対象です。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ②一時に納付し、または納入すること（＝納期限までの納税）が困難であること

▶対象となる地方税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町県民税、法人町民税、固定資産税及び軽自動車税（種別割）、国民健康保険税など、ほとんどすべての税目が対象となります。

▶申請手続き

①「徴収猶予申請書（特例）」に必要事項を記入押印し、原則、納期限までに税務課への提出が必要です。

※令和2年2月1日から6月1日までの間が納期限となっている町税は、令和2年6月30日まで申請することが可能です。

申請に必要な書類

- ・徴収猶予申請書（特例）
- ・収支及び現金、預貯金などの状況がわかる資料 →提出が難しい場合は税務課までご相談ください

②「徴収猶予申請書(特例)」の提出後、審査のうえ、『許可通知書』または『不許可通知書』により回答いたします。

▶「徴収猶予の特例制度」の税目ごとの納期限及び申請期限一覧表（抜粋）

年度	月	税目	期別	税目	期別	税目	期別	税目	期別	納期限	申請期限
令和元年	2月	国保	11							令和2年3月2日	令和2年6月30日
	3月	国保	12							令和2年3月31日	令和2年6月30日
令和2年	4月	国保	1							令和2年4月30日	令和2年6月30日
	5月	国保	2	固定	1			軽自	全	令和2年6月1日	令和2年6月30日
	6月	国保	3			町県民	1			令和2年6月30日	
	7月	国保	4							令和2年7月31日	
	8月	国保	5	固定	2					令和2年8月31日	
	9月	国保	6			町県民	2			令和2年9月30日	
	10月	国保	7	固定	3					令和2年11月2日	
	11月	国保	8			町県民	3			令和2年11月30日	
	12月	国保	9	固定	4					令和2年12月28日	

※一度に猶予の申請ができる税目は、申請した月とその翌月納期分までです。

- 申請書類及び記入例などの参考資料は、九重町ホームページに掲載しています。
- 申請をお考えの方は、まずは税務課（☎76-3803）までお問い合わせください。



◀九重町HP

テイクアウト料理を購入した時の“食中毒予防のポイント”

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

新型コロナウイルス感染症対策のため、テイクアウト料理を食べる機会が増えているのではないのでしょうか。テイクアウト料理は、店内で食べるよりも食中毒のリスクが高まります。

食中毒予防の3原則である、①「つけない」、②「増やさない」、③「やっつける」に従って、食中毒を予防し、テイクアウト料理をおいしく楽しみましょう。

食中毒を予防するための「食中毒予防の3原則」

①つけない

食事前に手を洗う

手に付着した食中毒菌を口に入れてしまわないよう、食べる前に、丁寧に手を洗いましょう。



②増やさない

まっすぐ帰宅、すぐ食べる

料理を受け取った後は寄り道をせず、なるべく早く持ち帰って食べるようにしましょう。すぐ食べない場合には、冷蔵庫等で保存するようにしましょう。



③やっつける

持ち帰り後、加熱する

ほとんどの細菌やウイルスは加熱で死滅します。加熱が可能な場合には、なるべく全体が温まるよう、食べる前に電子レンジ等で加熱しましょう。



●家庭での調理も3原則に従い、手洗いと調理器具の洗浄、生鮮食品などは低温で保存し、食品の中心までしっかり加熱するようにしましょう。

国民健康保険及び後期高齢者医療における傷病手当金の支給について

●お問い合わせ 【国民健康保険・後期高齢者医療】住民課 ☎76-3802
【後期高齢者医療】大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入されている方は、新型コロナウイルス感染（または疑い）で、その療養のため仕事を休んだ期間、傷病手当金の支給が受けられるようになりました。

▶傷病手当金の対象者

3つすべてに該当する方

- ・国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入中の方
- ・勤務先から給与等の支払を受けている方
- ・新型コロナウイルス感染症に感染（感染の疑い）した方



▶申請方法

①傷病手当金支給申請書に、勤務先と治療をした医療機関から証明書をもたらってください。



申請書は住民課窓口（役場1階）に準備しています。また、九重町ホームページ（国民健康保険）及び大分県後期高齢者医療広域連合ホームページ（後期高齢者医療）からダウンロードすることもできます。

②住民課（役場1階）に下記の書類を持参のうえ、手続きをしてください。審査ののち、支給についてお知らせいたします。

窓口に持参していただくもの

- 傷病手当金支給申請書（被保険者用2枚、事業主用1枚、医療機関用1枚）
- 通帳 ●印鑑 ●顔写真のついた本人確認書類等（マイナンバーカードや免許証等）

町営住宅・奥野住宅・北代住宅の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎76-3811

町営住宅



町営釜の口住宅

住 所 九重町大字田野 1276 番地の 1

募集戸数 一般世帯向け 1 戸 (3LDK)

その他 IH クッキングヒーター (20A 据置タイプ) が必要。

住宅使用料等 住宅使用料は所得によって決定します。駐車場使用料 2,000 円/月

地域優良賃貸住宅



奥野住宅

住 所 九重町大字右田 2022 番地の 1

募集戸数 若者単身者向け 4 戸 (1DK)

間 取 り 1DK

その他 オール電化住宅。IH クッキングヒーター (20A 措置タイプ) が必要。

住宅使用料等 基本住宅使用料 52,000円/月、駐車場使用料 1,000円/月 (1台分)

基本減額 次のいずれかの条件を満たす方は、基本住宅使用料について、12,000円/月を減額。

- (1) 入居時点において40歳以下の単身世帯。
- (2) 入居時点において40歳以下の単身者で、新婚世帯または子育て世帯となった世帯。

定住促進住宅



北代住宅

住 所 九重町大字恵良 436 番地の 2

募集戸数 子育て新婚世帯向け 1 戸

間 取 り 3LDK

住宅使用料等 基本住宅使用料 55,000 円/月

駐車場使用料 2,000 円/月

基本減額 次のいずれかの条件を満たす方は、基本住宅使用料について、5,000円/月を減額。

- (1) 入居時点において新婚世帯で、かつ、入居日から5年を超えていない世帯。
- (2) 入居時点において子育て世帯または新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学し、18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えていない世帯。

特別減額 次の条件を満たす方は、対象の子1人につき、5,000円/月を減額。

- ・入居時点において子育て世帯または新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学し、18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えていない子が2人以上の世帯。

町営住宅・地域優良賃貸住宅・定住促進住宅の申込みについて

募集期間：令和2年 **6月18日** (木) ~ **6月30日** (火) 午後5時まで

- 入居予定日：令和2年8月1日 (土) から
- 敷金 (入居時住宅使用料の3月分) を入居手続きの際に納入が必要です。
- 入居後は共益費が必要です。
- 申込みには、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は、建設課 (役場2階) に用意しています。また、九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。



▲九重町 HP

6月は環境月間です。環境について考えてみましょう

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎76-3150

6月5日は国連により世界環境デーと定められています。また、国内においては、環境省の主旨により、広く環境の保全についての関心と理解を深めるため、6月を環境月間としています。

買いものの仕方など普段の生活を少し工夫するだけで、二酸化炭素排出量削減につながります。気軽に楽しく、できることから始めてみましょう。

できるだけ無駄なレジ袋を少なくし、環境問題解決の一步になるよう、ご協力をお願いいたします



▲このマークがマイバッグ推進の目印



マイバッグを持って買い物に行こう
レジで堂々と「マイバッグ持っています！」と言おう

今年の7月1日より、全国一律でプラスチック製の買物袋（レジ袋）の有料化がスタートします。
有料化の対象は、レジ袋を扱う全ての小売店です。

現在の九重町内でのマイバッグ持参率は、低い水準となっています。

そこで

九重町のマイバッグ推進の取り組みの第一歩

誰もがマイバッグ持参で買い物に行くようになることを目指します！

- レジ袋有料化の対象となる小売店に、マイバッグ利用の協力を呼び掛けるマークの掲示を依頼します
- 九重町内の全世帯にマイバッグを配布します



環境のためにできることはなんだろう？

一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルに変革を

二酸化炭素を減らすために、毎日の暮らしでできることをご紹介します。下記の項目で無理なく続けられることを見つけてみましょう。取り組みは続けることが重要です。

- エアコンのフィルターを月に2回程度清掃する
- 白熱電球1灯を電球形LEDランプに取り替える
- テレビの画面は明るすぎないように調整し、見ないときは消す
- 冷蔵庫は壁から適切な間隔で設置し、中に物を入れすぎないようにする
- 風呂（ガス給湯）には間隔をあけずに入り、追い焚きをしないようにする
- シャワーはこまめに止めるようにする
- 車を運転するときはアクセルをやさしく踏み、ゆっくり発進する
- 車の運転は加減速の少ない運転を心がける
- 家電製品は、長時間使わないときはコンセントからプラグを抜くか、省エネタップ（スイッチ付タップ）を活用する

見ないときは
電源をOFF！



★チェック項目は大分県生活環境部うつくし作戦推進課発行の「地球温暖化対策を考える」より引用

1 国民年金保険料免除等の申請

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、年金事務所または住民課（役場1階）の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。



①令和2年度分（令和2年7月から令和3年6月）の免除申請

受付開始 令和2年7月1日から

②学生納付特例申請

受付開始 令和2年4月1日から

※①、②のいずれも申請ができる
過去期間は、申請書を提出した
日から2年1ヶ月前までです。
また、申請には年度ごとの申請
書の提出が必要です。

▶失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、年金事務所また住民課の国民年金窓口へご相談ください。

2 新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除

令和2年5月1日から、新型コロナウイルスの感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時による特例免除申請の受付手続きが開始されています。

●臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予及び学生納付特例申請について

▶対象者

- ①と②のいずれにも該当する方
- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少した方
 - ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方

▶対象期間

令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象となります

▶提出書類

国民年金保険料免除・納付猶予申請書と添付書類を年金事務所または住民課まで郵送または窓口に提出してください。

・申請書は、年金事務所及び住民課に備え付けています。また、日本年金機構ホームページからダウンロードすることもできます。また、添付書類は場合によって必要なものが異なりますので、日本年金機構ホームページから詳細をご確認ください。



◀日本年金機構HP

日本年金機構

次回の
年金相談

●とき 8月26日（水）

●ところ 九重町役場1階102会議室

※予約が必要ですので、日田年金事務所までご連絡ください

みんなで防ごう、土砂災害！ 備えよう、災害！－生命を守るために－

●お問い合わせ 危機管理情報推進課 ☎76-3801

6月1日から6月30日までの期間は、「土砂災害防止月間」です。これから梅雨や台風の時期に入ります。土砂災害から生命を守るため、防災意識を高めましょう。



土砂災害から生命を守るために「日頃の備え」と「早めの避難」を

- 土砂災害は、発生すると一瞬で人家や畑を壊滅させるなど、死傷者の割合の高い自然災害です。
- 県では、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにする基礎調査を実施し「土砂災害警戒区域」に指定しています。
- 土砂災害警戒区域の位置や警戒区域内での規制などの確認は、県内の各土木事務所の相談窓口をご利用ください。
- 日頃から避難路、避難場所などを家族で確認し、いざというときは、すぐに避難しましょう。

九重町では、平成17年7月10日に梅雨前線集中豪雨災害が発生しました。山腹崩壊による土石流災害で1名（その他2名）の尊い命が失われたほか、多数の住家被害（全壊3棟・床上浸水16棟）や道路・橋梁被害が36路線、また農地災害が49haと被害状況は甚大でした。

局地豪雨は、「いつ」「どこで」起こるかわかりません。土砂災害から大切な生命を守るため、「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけましょう。

九重町のハザードマップ（九重町HP）▶



土砂災害警戒区域等の情報（大分県HP）▶



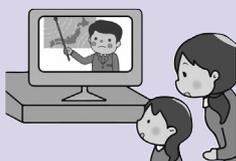
こころがけておくこと

- 土砂災害が起こる前にいくつかの前ぶれがみられることがあるので、気づいたら早く避難する

- 明るいうちに避難する



- 正しい情報を集めて行動する等



災害時の避難に備えて



避難所以外への避難も検討しましょう

親戚や友人宅など避難所以外の場所へ避難することで、避難所の密集を軽減できます。

日頃から、親戚や友人などの家に避難できるか話し合いをしておきましょう。

衛生用品を持って避難しましょう

避難所では不特定多数の方と同じ空間で過ごすことになります。

今、マスクや消毒液等の衛生用品が不足しているため、感染防止のために避難される際はできるだけ衛生用品の準備・持参をお願いします。



マスク、消毒液、体温計、ウエットティッシュなど